

## 令和6年度第2回沖縄県多文化共生社会の構築に関する万国津梁会議

### 議事概要

日時：令和6年10月23日（水） 10：00～12：00

場所：県庁6階 第2特別会議室

#### 会議概要

##### <議題事項>

- (1) 議題1 在住外国人の自立に向けた支援
- (2) 議題2 共生の地域づくり
- (3) 議題3 県全体での連携推進等

## 1 参加者

### 【委員】

氏名	所属・役職
宮城 淳	沖縄県国際交流・人材育成財団 理事長
倉科 和子	JICA 沖縄センター 所長
新居 みどり	NPO 国際活動市民中心 理事
高橋 美奈子	琉球大学教育学部 准教授
山本 和儀	山本クリニック 院長
白 充	法律事務所 春
オジャ ラックスマン	沖縄ネパール友好協会 幹事長

### 【事務局】

氏名	所属・役職
仲村 卓之	文化観光スポーツ部 交流推進課 課長
大城 陽介	文化観光スポーツ部 交流推進課 班長
奥間 隆介	文化観光スポーツ部 交流推進課 主任
大仲 るみ子	沖縄 NGO センター
奥山 有希	沖縄 NGO センター
島袋 ひろえ	沖縄 NGO センター
鶴田 厚子	沖縄 NGO センター

## 2 第1回会議の概要・まとめ

「多文化共生推進に係る意見交換」の振り返り：「県全体での多文化共生を考える前に、県庁内での連携について整理することも重要だと考える」に関連して

・県庁内での連携だけでなく、県の体制がこれで十分なのかも検討していく必要がある。

## 3 倉科副委員長からの情報共有

・JICA 横浜の取組として、学校と保護者が円滑にコミュニケーションをとるために、在住外国人児童がそれぞれの国でどのようなカリキュラムで教育を受けている（受けてきた）かが分かる資料を作成している。

・沖縄でも、紹介したような多文化共生を上手く進めている自治会があるが、（多文化共生の推進を基礎自治体・自治会等に）任せるような形になっていないか。そうすると地域ごとに対応の差が出てくるので、そこをサポートできるような仕組みが必要。

## 4 審議事項

### （1）議題1 在住外国人の自立に向けた支援

#### ①在住外国人相談窓口について

##### 【新居委員】

・日本人でも外国人でも、自分が困った時に正しい場所に連絡を取る事は難しい。相談窓口を分野ごとに分けてしまうと、そこに辿り着けない外国人が出てくる可能性がある。そのため、対応案として「生活・教育・医療・法律等個別分野における相談窓口の設置」とあるが、ターゲットが外国人となる場合、適していない。一元的に相談を受け付け、各専門機関に繋ぐことができ、「うちじゃないですよ」とならない相談窓口が必要。

・他自治体の状況として、県または政令指定都市が中央機能を有するセンターを1カ所設置し、在住外国人が多い地域に窓口を設置することで相談対応しているケースが多い。基本的に地域の窓口で相談を受けるが、専門的な相談になると中央機能を有するセンターにて相談対応している。現状は人材に限りがあるため、小さな町に窓口を個別に設置するよりは、ICTを活用し、市役所の窓口で受けた相談を、中央機能を有するセンターにてビデオ通話等を用いて処理することが効率的。

- ・2019年から法務省が交付金を出し、全国にワンストップセンターができているが、担い手がないことと、担い手が専門性を習得することができないことが課題となっている。

- ・令和3年から県や自治体の相談窓口職員を対象とした外国人支援コーディネーター育成事業を国が実施しており、同制度の活用等により、相談窓口担当職員を育てていく必要がある。

- ・(相談窓口等の周知にあたっては)対話的伝達が重要となってくるため、支援を行う日本人のみならず、外国人コミュニティにも情報を広げていくことが重要。そのため、ネットワークづくりや研修会を開くなど、総合的に対応していく必要がある。自治会などを巻き込んだネットワークづくりについても、沖縄らしくて良いのではないか。

#### 【山本委員】

- ・県や市町村といった色々な相談窓口があるが、それぞれ課題を抱えている。各相談窓口が最終的にバックアップしてもらえるような、中枢的な組織が必要になってくる。

- ・国際交流・人材育成財団のようなサポートを様々な分野にまたがるような問題も含めて対応できる多業種によるワンストップ相談窓口が必要。

#### 【宮城委員長】

- ・財団では法律・生活相談窓口として、在留資格を有する外国人から生活する上で起こる相談を受けているが、対応職員は一人(補助職員も一人)であるため、相談の受付から回答までに時間がかかる。

- ・また、財団の相談窓口について、英語・中国語は対応できるが、その他の言語については翻訳アプリを使って対応しており、対応言語に限りがあることが課題となっている。

- ・医療通訳も行っているが、これも対応者に限りがあるため、日程調整等において課題がある。

#### 【高橋委員】

- ・財団の活動が見えにくいので、整理した文書があると良い。

### 【ラックスマン委員】

・在住外国人が困った時に相談窓口に行き、相談窓口の担当者の対応で解決に至らなかった場合、相談者である在住外国人は相談しても意味がないと思って、相談窓口を利用しなくなる可能性がある。また、そのような対応が続くことによって、コミュニティ内で相談窓口を利用しても意味がないという認識が広がる可能性もある。

・在住外国人は在留資格があるため、自分の立場を弱く感じている人もいると思う。また、相談に際しては相談者の個人情報を開示することになるので、相談員と在住外国人で信頼関係を構築する必要がある。

### 【白委員】

・在住外国人が「相談しても意味がない」と思わないためにも、相談対応する職員の育成について意識しなければならない。地域コミュニケーション学科等設けている大学もあるようなので、そういった人たちが担い手になれるような仕組みづくりをしていかなければならない。

## ②災害時の取組について

### 【新居委員】

・在住外国人の中にも若くて行動力のある方は大勢いるので、彼らを要支援者と考えのではなく、災害時の担い手と考えて、連携を図るようなことを考えたほうがいい。

・(在住外国人向けに防災時の対応に係る啓発を)「やりましょう」と言っても掛け声だけで終わってしまうので、「やさしい日本語」を地域の日本人住民に普及・浸透することで、日頃からの関係性を構築することで実施に繋がるのではないかと。

## ③日本語教育について

### 【山本委員】

・日本文化と母国文化を統合する過程で失敗すると、地域住民と母国コミュニティのどちらの集団にも属さない疎外された人たちがでて、メンタルの不調を起こす。

・また、地域から隔離されることで、日本語を全然覚えず母国の言語しか通じないコミュニティを作ってしまうと、地域住民と外国人コミュニティの間で溝ができ、摩擦やトラブルに発展する。

・そのため、言語も文化も両方を統合させるという考え方でアプローチしていくことや、日本語や日本文化も大事だが、同時に、相手の文化も尊重し、そこを上手く日本社会に還元していくというアプローチも必要。

**【宮城委員長】**

・財団では多文化共生の一環として、日本語教室を行っており、日本語教室では基礎的な学習の機会を提供しているが、日本人教師が一人で対応しているため、受講者数や授業内容には限りがある。

**④国際交流協会（沖縄県国際交流・人材育成財団）について**

**【高橋委員】**

・自治体においては担当者に任期があるため、人が変わると対応できなくなったり、前年度の事業を踏襲し、内容が慣例化されたりすることがよくあるので、多文化共生施策に従事する国際交流団体については、そこをサポートできるよう役割を整理する必要がある。

**【山本委員】**

・沖縄県の国際交流協会としての役割を担う沖縄県国際交流・人材育成財団には、県全体の多文化共生の問題を整理できるような部署になってほしい。

・財団窓口は弁護士会と連携してから機能している。それをより強化してほしい。

・人材が少なくマンパワーに問題があるなら、外部コンサルタント等を活用するなどの仕組みを作っても良いと思う。

**【白委員】**

・財団と連携してからは、在住外国人の法律専門相談の際、財団が通訳を連れてきてくれるため、弁護士会としても助かっている。また、相談料に関しても、1回目は相談者の負担はないため、相談者の経済面を考慮しても良い取り組みをしている。

・財団だけではなく、色々な団体が在住外国人からそれぞれ相談を受けているが、どの団体がどのような相談を受けているか、県が一元的に把握する仕組みを作っても良いと思われる。

・全ての在住外国人が相談窓口に通じるわけではないので、ワンストップセンターの存在・場所については、在住外国人のみならず、支援団体や友好協会等に周知し、在住外国人と相談窓口を繋ぐ体制を作る必要がある。

## ⑤関係機関への周知体制について（議題3に関連）

### 【高橋委員】

・各制度の周知等については、県から関係機関向けに行うべきであるが、ある学校にて、スピーチコンテスト優勝者が国籍によるビザ取得の問題で海外派遣できなかった事例があった。それだけではなく、同様の問題で台湾への修学旅行に行けなかった生徒もいる。このような問題は、問題が起こってから初めて気付くことが多いので、担当職員だけでなく学校の管理職の先生方にも制度の周知徹底が必要。

### 【事務局：県立学校教育課】

・県立学校については日本語支援事業を令和5年度から始めたばかりで、現時点では支援対象がいる学校の日本語支援担当窓口の先生向けの研修がスタートしたばかり。全教員に対して研修が行われているわけではない。

・県立学校教育課で所管している高校生の派遣事業がいくつかあるが、外国籍児童の応募が非常に多くなっており、その中で明るみに出たのがビザの問題で、国籍によって手続きが全く異なるため、募集段階で県立学校教育課から学校の方に、なるべく早めの手続を行うよう注意喚起している。

### 【新居委員】

・国籍に起因した問題について、問題が起こって初めて気付くということは全国でも同様に発生しており、その際大事になるポイントは外国人ワンストップセンターを学校側に紹介し、認知してもらうこと。ワンストップセンターは困った外国人を助けるだけでなく、困っている教員や医師などからの相談なども受け付け、解決できる場所として活用すべき。

・そういった面からいうと、財団の（相談窓口体制の現状は）かなり厳しい。組織強化をしないと絶対に担えない。相談対応においては、シンクタンク機能が求められ、情報を集約する機関が外国人の自立に向けた支援においては重要

## (2) 議題2 共生の地域づくり

### ①共生の地域づくりについて

#### 【ラックスマン委員】

・外国人数が年々増加しているため、外国人が住みやすい地域作りが重要となってくる。在住外国人の地域参入についての課題は、交流イベント等をきっかけとして、相談しやすく、話しやすい関係づくりを構築することが重要。

#### 【倉科副委員長】

・ウチナンチュの日関連イベントや JICA フェスは規模が大きすぎるので、多文化共生の意識啓発といった面では役立つと思うが、共生の地域づくりという面ではどのくらい役に立つか疑問に思う。在住外国人が隣人であるという認識を持ってもらうためには、地域に住んでいる人たちが行うイベントが重要。

・沖縄は他の地域と比較して、自治会や公民館の活動が活発ではないか。敬老会やゲートボール大会等のイベントに在住外国人が参加することで、地域の一員としての認識が深まるのではないか。

・在住外国人の自立に向けた支援については各種取り組みが想定されるが、その取り組みをどういう体制で実施していくのか、それに対して県はどのようなサポートを行うのかを考える必要がある。また、資源は有限であるので緊急性・重要性等に応じた計画を時間軸も考慮しながら検討する必要がある。

#### 【高橋委員】

・イベント等においては、企画段階から在住外国人に入ってもらえることにより、新しい形のイベントができる。そうすることで、在住外国人と対等な関係を構築することができる。

#### 【新居委員】

・地域で実施されている高齢者へのお弁当の配達など、在住外国人が言葉を使わず対等な関係で活躍できる地域活動は色々あるので、入口を作ってあげることによって、地域社会への参加を促すことが重要。3F と呼ばれる Festival, Food, Fashion という交流事業とは別の次元で統合に向けた地域づくりを行っても良い。

#### 【白委員】

・イベントの時のみ交流し、それ以外の時は交流しないというのは共生とは異なる。普段からの接点を持つことが、共生を目指す上で一つのポイントとなる。

## ②ウチナーンチュセンターについて

### 【山本委員】

- ・大型 MICE 施設に設置予定のウチナーンチュセンターにおいて、各国に移住したウチナーンチュがどのようにして現地社会に統合し、活躍しているか、紹介する場を設けることで、多文化共生の意識啓発に活かさないか。
- ・ウチナーンチュセンターにおいては財団と場所を統合することによって、大きなインパクトを与え、県民に広く周知できるのではないか。
- ・イベント等を行う際に、国際交流団体が集まれるような場所を作成しても良い。

## ③言語教育について

### 【山本委員】

- ・言語教育について、文法的な良し悪しではなく、コミュニケーションを重視した外国語教育を行うことで多文化共生を進めることができるのではないか。

### 【高橋委員】

- ・在住外国人の日本語能力が充分ではないから地域の構成員になれないのではなく、地域の構成員になるには日本語能力の有無は関係ない。問題の所在として、日本語能力の有無が先行してしまうと、教える側（日本人）と教えられる側（外国人）という力関係が固定化されてしまう。そのため、日本語能力を上げるという意識ではなく、在住外国人との繋がりをつくるという意識を念頭に置く必要がある。
- ・日本の言語教育自体が正しさを重視しすぎている。正しい日本語を外国人に使わせることに重点を置いているが、言葉を通した相手との関係性の築き方を学校教育で力を入れてほしい。

### 【新居委員】

- ・文部科学省が所管している事業で、地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業がある。同事業の中で地域日本語教育コーディネーターという役職があり、役割のひとつとして、学校現場における子供たちへの日本語教育だけでなく、地域の子どもたちへの日本語教育を行っている。また、先生方に多文化共生に係る事例共有を行っている。

#### ④国が行う多文化共生施策について

##### 【倉科副委員長】

・国が行う多文化共生施策について、どのような施策があり、予算が取れるのか確認し、庁内のどの課が担当するか優先順位を含めて検討する必要がある。

#### ⑤在住外国人への差別について

##### 【新居委員】

・少数ではあるが、在住外国人や多文化共生施策に対して、批判的なコメントや攻撃的な行動といったヘイトの現状がある。

・ヨーロッパにおいても在住外国人の言語保障政策や、地域コミュニティとのつながりを作るといった政策はあるが、それに対して「どうして税金を使う必要があるのか」といった批判的なコメントや、攻撃的な行動といったヘイトの現状がある。

・スペインのバルセロナやドイツの地方都市では、マジョリティ側（地域住民）に共生の地域づくりの働きかけを行う専門職がいる。

・その専門職（コーディネーター）の役割として、在住外国人に関するあるのかないのか分からない悪い噂を草の根レベルで（地域住民レベルで）否定する動きをつくっていく「反うわさ戦略」がある。

・地位のある人が大々的に「人種差別はだめです。」とか言うのも大事だが、草の根レベルで在住外国人に関する悪い噂を否定していくことも必要である。

・多文化共生に係る講演を行ったところで、それに参加する人はそもそも多文化共生に対し意識のある人ばかりなので、「環境問題」や「子の教育」といった社会課題に取り組んでいる方々と勉強会をして、その方々が行う活動の中で、「人種差別もだめですよ」とかそういった意識啓発を行う活動を、コーディネーターは行っている。

・外国人支援をするサポーター研修を行う際、在住外国人の協力者の方にも参加してもらい、研修生と在住外国人の対話の場を設ける。

##### 【白委員】

・昨年制定された「沖縄県差別のない社会づくり条例」について、外国人だけでなく、色々な方の差別をなくすことを目的としている。

・差別が生まれる要因として、在住外国人が身近にいないということがあげられるのではないか。幼いころから色々なバックグラウンドを持つ人と接点を持つことによって、差別をなくし、共生の地域づくりができると思われる。

・アパート入居に際して、外国人を理由に断られることや日常生活で感じるモラハラ、職場でのパワハラは差別の可能性が高い。そういったことをワンストップセンターに相談するだけでなく、具体的な差別事例と条例（沖縄県差別のない社会づくり条例）を繋ぎ合わせ、公権力がその差別行為に対して不適當であることを示さなければならぬ。

## ⑥助成事業について

### 【事務局：交流推進課】

・（宮城委員長から、地域住民と在住外国人の交流イベントについては民間団体等が活用できる助成金があれば活発化できるのではないかという意見に対し）今現在は多文化共生を目的とした助成金の設立はないが、提言を受けて検討していきたいと思っている。

## （３）議題３ 県全体での連携推進等

### ①連携・協働について

#### 【倉科副委員長】

・連携を促進するために会議を行うことが、結果に繋がるのか疑問に思う。

・何を目的にした会議を行うのか。情報共有のみをしても、連携は促進されない。連携を促進するためのきっかけが会議の中に含まれていないと、会議だけでは連携促進できない。

#### 【白委員】

・県の行う施策に対するカウンターパートが自治体にないと、県の一人歩きになってしまう可能性がある。

・県庁内での連携を考えたときに、地域住民との交流や在住外国人からの相談だけでなく、「沖縄県差別のない社会づくり条例」の担当課にも入ってもらい、差別はだめ

なんだという意識啓発を行う必要もある。

- ・民、産、学が入り、包括的に議論できる会議も必要。

#### 【新居委員】

・在住外国人の職業選択が自由化される中で、沖縄県から在住外国人が去ってしまうと、産業が持たなくなるという危機感が他県より強い。そのため、沖縄県の場合、在住外国人が地域産業を担っている割合も大きいので、県庁内での連携や体制整備は急いほうがいい。

・一方で、共生の地域づくりや、在住外国人に対する支援、日本語教育は長いスパンで考え、自治体や市民活動団体など色々なところと連携する必要がある。

#### 【高橋委員】

・日本語ができないから、日本語指導担当教員がないから、日本語教室の定員が超過しているからといった理由により、結果的に入学拒否につながっているケースが公立学校でみられる。そのような子達はホームスクーリングとして家庭内で教育されたり、フリースクールに通学したり、受入れ校を探し歩いたりしているが、日本語教室や日本語指導教員の有無にかかわらず、公立学校にはそのような理由で入学拒否をしてはいけないと県から通達してほしい。

#### 【ラックスマン委員】

・自治体だけでなく、在住外国人が働く企業等と連携することによって、それぞれがどのような取り組みを行っているか把握できるし、課題の解決にも繋がると思う。

・(山本委員から、各国の友好協力団体を束ねた連合会を設立し、情報発信や取組の見える化を行う予定はないかという質問に対し) 各国の団体を束ねた連合会があれば情報共有もできるし、問題解決においても早くなると思うが、そのようなプランは聞いたことがない。

## ②多文化共生を主とする担当課の設置について

#### 【白委員】

- ・県の体制として、担当だけではなく課として多文化共生施策を担う部署が必要。

#### 【新居委員】

- ・多文化共生分野の法律がまだ制定されていないため、色々な施策を国が定め、自治

体がそれを実行しているが、法律に定めのない白紙の状態であるため、自治体毎に実行度合いに差が出る。自治体職員に人事異動がある中で、誰が全体を把握するかという問題に直面した時に、それを把握するのは財団の役目。ただし、現状の体制（予算、マンパワー）でそれを実行するのは難しいので、それを実行するためにも多くの資源（予算、人材）を投入する必要がある。